○国土交通省告示第九百八十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月三十一日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年十月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名　第一東海自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
静岡市清水区蒲原中字東峠七〇六番から同市清水区蒲原中字東峠七一〇番四まで	前	最大 七九 最小 六六	四二
	後	最大 七七 最小 六二	

○国土交通省告示第九百八十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月三十一日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年十月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名　第一東海自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
裾野市千福字平山耕地四一五番地内	前	最大 九三 最小 八一	二六
	後	最大 九三 最小 八一	

○国土交通省告示第九百八十六号

既存住宅状況調査技術者講習登録規程（平成二十九年国土交通省告示第八十一号）第十九条第二号の規定に基づき、平成二十九年国土交通省告示第二百十四号の一部を次のように改正する。

令和七年十月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（一）～（八）　（略）	（一）～（八）　（略）
（九）既存住宅状況調査技術者講習委員の氏名　小見　康夫、吉田　正寿、山本　祐也、嶋田　浩二、中村　達人、泉　貴之、飯田　剛	（九）既存住宅状況調査技術者講習委員の氏名　小見　康夫、吉田　正寿、山本　祐也、嶋田　浩二、中村　達人、泉　貴之、鈴木　啓之

附　則

この告示は、令和七年十一月一日から施行する。

国会事項

衆議院

質問書提出

十月二十九日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

更生保護施設委託費減額に関する質問主意書（藤原規眞提出）

身体障害者手帳の認定基準の透明性及び支援の在り方に関する質問主意書（八幡愛提出）

高齢者による火災の防止及び生活支援を含む啓発活動の在り方に関する質問主意書（八幡愛提出）

公正取引委員会による労働組合結成の促進の適否に関する質問主意書（八幡愛提出）

介護支援専門員の更新制度及び処遇確保策に関する質問主意書（大石あきこ提出）

質問書転送

十月二十九日次の質問主意書を内閣に転送した。

令和七年度より開始した高等教育修学支援新制度（多子世帯の学生等に対する大学等の授業料・入学金の無償化等）に関する質問主意書

スルガ銀行の不正融資問題に関する懲戒処分行員情報及び報告徴求命令後の実効性等に関する質問主意書

参議院

議案送付（予備審査）

十月二十九日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。

刑法の一部を改正する法律案（神谷宗幣外三名発議）

質問主意書提出

十月二十九日議員から次の質問主意書が提出された。

医師の偏在是正に向けた総合的な対策に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第二六号）

高市早苗内閣総理大臣の所信表明演説で言及されたＴＳＭＣの経済効果に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第二七号）

人事異動

内閣

特命全権大使　勝亦　孝彦

同　新美　潤　同　藤山　美典

同　森下敬一郎　同　山脇　良雄

同　伊藤　恭子　同　野口　修二

同　羽鳥　隆

願に依り本官を免ずる（各通）（十月二十八日）

○外務大臣臨時代理

国務大臣　林　芳正

外務大臣茂木敏充海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する（十月二十九日）

最高裁判所

東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事　古川　善敬

最高裁判所事務総局総務局付を免ずる

最高裁判所事務総局人事局付の兼務を免ずる

最高裁判所事務総局経理局付の兼務を免ずる

大阪地方裁判所判事・大阪簡易裁判所判事　奥田　達生

東京地方裁判所判事に補する

最高裁判所事務総局総務局付を命ずる

兼ねて最高裁判所事務総局人事局付を命ずる

兼ねて最高裁判所事務総局経理局付を命ずる

東京簡易裁判所判事に補する（以上十月二十日）

判事兼簡易裁判所判事　西山　渉

横浜家庭裁判所判事に補する

横浜簡易裁判所判事に補する（十月二十一日）

○定年退官

判事兼簡易裁判所判事渡辺真理は十月二十二日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる